

# 重要事項説明書

(介護予防支援サービス)

令和6年7月1日現在

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	086-522-7705 (直通) 086-522-4141 (代表)
ご利用時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分
担 当 者	介護支援専門員
緊急連絡先	営業時間内 086-522-7705 営業時間外 080-3057-6325

\* ご不明な点はなんでもおたずねください。

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	玉島病院介護予防支援事業所
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島乙島4030番地
管理者名	平井 弘之
電話番号	086-522-7705 (直通) 086-522-4141 (代表)
FAX番号	086-522-2218
サービスを提供する対象地域	倉敷市(玉島地区・船穂地区・真備地区)、浅口市(金光町)にお住まいの方

\* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

## 3. 職員体制

管理者 兼 介護支援専門員	1名
介護支援専門員	3名

## 4. 営業時間

営業日	月～土 午前8時30分～午後5時30分
休業日	日・祝日、盆(8/13～15)、創立記念日(12/18)、年末年始(12/30～1/3)

## 5. 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### ①介護予防支援の契約について

介護予防支援事業所の重要事項について説明を行います。

重要事項の内容にて同意が得られた場合、介護予防支援の契約を結んでいただきます。

### ②介護予防サービス計画作成依頼の届出

居宅支援サービスを当該事業所に依頼する場合その旨の届出を市町村に提出します。

### ③介護予防サービスの計画作成

当該支援事業所の介護支援専門員が、居宅を訪問し、どのような支援、サービスを受けたいかについてご要望をお伺いし、生活全般・心身の状況について解決すべき課題を分析し、サービス計画を立て利用者・ご家族に計画案をお示しします。サービスの選定に当たっては、本人の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場にたって、公平中立に行います

### ④サービス開始

計画原案について担当者会議を行い、利用者・ご家族の同意のうえ、それぞれの担当者がサービスを提供いたします。

主治医から医療系サービス指示が出た場合、主治医に介護予防サービス計画書を交付します。

## (ア) サービス提供開始後の月間計画作成とモニタリング

当該支援事業所では、サービス提供開始後も週間スケジュール・月間スケジュールとして月1回程度、計画を利用者・ご家族に対し面接・お電話等でサービス計画が予定通り行われているか、サービスの内容に対して不満はないか等をお聞かせ頂き変更のご要望等があれば取り入れたうえで必要に応じて計画を変更していきます。主治医等が診療に必要な情報を介護支援専門員からお伝えします。

利用者が、病院または診療所に入院する必要が生じた場合、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えいただく様依頼します。

## (イ) 介護保険の給付管理

各市町村は介護保険の事業者への支払を国保連合会に委託しています。支援事業所では各事業者にサービスの費用を支払ってもらうために、個人別の計画と実績を月1回「給付管理票」として国保連合会へ報告します。これに基づきサービスを提供している事業者から提出される請求書と照らし合わせ、国保連合会より直接事業者にはサービスの費用が支払われます。

## 6. 利用料金

### (1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、1ヶ月につき厚生労働大臣が定める基準による金額をいただき、当該事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出すると全額払い戻しが受けられます。

	要支援1・2
介護予防支援費（I）	4,720円/月
①初回加算	3,000円/月

#### ①初回加算

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、新規に介護予防支援を行った場合に算定します。

### (2) 交通費

このサービスの提供については、前記の地域にお住まいの方は無料です。

その他の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問させていただくための交通費の実費が必要です。

実施地域を超えて片道概ね	5km未満	300円
〃	5km～10km	500円
〃	10km以上	800円

### (3) 解約料

いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

## 7. サービス利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当支援事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。サービス内容を計画、提示し同意を得たうえでサービスの提供を開始いたします。

### (2) サービスの終了

#### ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

当事業所までお申し出いただければいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

#### ③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が施設等に入所し、3ヶ月が経過した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要支援認定区分が非該当（自立）または事業対象者・要介護と認定された場合
- ・利用者が介護予防支援事業所の変更をした場合
- ・利用者が死亡した場合

#### ④その他

利用者やご家族が当支援事業所や当支援事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(具体的事例)

暴力・暴言：利用者及びその家族による職員に対して罵詈雑言。

利用者及びその家族による物を投げる、叩く、蹴るなどの暴力行為。

セクハラ：利用者及びその家族による卑猥な言動。

利用者及びその家族による業務に関係がない性的な身体の接触。

利用者及びその家族によるひわいな画像、映像、物品を目に届く場所に置く行為。

獣の放し飼い：利用者及びその家族による危険を及ぼす獣を放し飼いにする行為。

過剰な要求：利用者及びその家族による土下座などの強要。

利用者及びその家族による特別扱いを求め、これを断ると何時間も怒鳴り散らして帰らないなどの迷惑行為。

## (2)運営の方針

- ①当支援事業所においては介護保険法の理念に基づき、利用者・ご家族の主体性を尊重し、利用者の生活全般を視野に置き自立を支援し、同時に家族への支援にも努めより良い生活の実現化を目指します。
- ②地域の社会資源を把握し資源の効率的な配分に努めるとともに、利用者に対してサービス提供機関どうしの連携を図り、保健医療福祉サービスに結びつけるよう努めます。

## 9. 秘密保持

サービスを提供する上で、利用者及び御家族の同意を得た上で、サービス担当者会議にて利用者及びご家族に関する情報を用いる場合がありますが、契約中及び契約終了後第三者にもらすことはありません。

## 10. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者のご家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 以下のような場合にはご連絡ください。

- ①要支援の区分変更の申請等を新たに行った場合
- ②利用者負担の減免について市町村の決定があった場合
- ③生活保護や公費医療の受給資格ができた場合
- ④通所サービスや訪問サービスを月間計画以外で臨時的に利用した場合
- ⑤その月に短期入所を利用した場合
- ⑥貸与されている福祉用具を返却した場合
- ⑦治療のため病院に入院した場合
- ⑧介護保険施設に入所した場合、入所を申し込んだ場合

13. サービス内容に関する苦情

- (1)当支援事業所の介護予防支援に関するご相談、苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。
- (2)その他当支援事業所以外に各市町村の相談、苦情窓口等に苦情を申し立てることができます。

苦情等申立先

当事業所	担当者 管理者 平井 弘之 (TEL 086-522-7705) ご利用時間 〈4. 営業時間参照〉	
公的機関	申立先	電話番号
	岡山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理 窓口の対応時間 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く） 8:30～17:00	086-223-8811
	倉敷市役所 介護保険課 窓口の対応時間 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く） 8:30～17:15	086-426-3343
	浅口市健康福祉部 高齢者支援課 窓口の対応時間 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く） 8:30～17:15	0865-44-7113
ご意見箱	玉島病院正面玄関に設置	

14. 苦情発生時の対応

(1)円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ①苦情については、サービス事業者、利用者及びその家族、市町村並びに近隣の他の介護予防支援事業所等に対して広く公正に事実確認をおこなう
- ②苦情処理（発生）台帳へ記載する
- ③苦情処理方法を記載し、管理者決裁とする
- ④苦情処理について関係者との連携を行なう
- ⑤苦情処理の改善について関係者との連携を行なう
- ⑥苦情処理は1日以内に行なわれることを原則とする
- ⑦苦情処理についての成果等を台帳に記録する

(2)苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ①サービス事業者に苦情報告と改善について指示を行なう
- ②サービス事業者が苦情につき改善されない場合は、利用者に説明し他のサービス事業者を選択してもらう

(3)その他参考事項

- ①サービス事業者の質、理念等十分に面接、調査し、質の向上については助言等を行ない極力苦情が起こらないように予防に努める
- ②苦情処理に関する記録は、必ず5年間保管する

私は、本書面に基づいて事業所の\_\_\_\_\_から重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 ⑩

(代筆者 続柄 )

事業者	所在地	岡山県倉敷市玉島乙島4030番地	
	名 称	公益財団法人 弘仁会	
	代表者	瀬崎宏之	
	TEL	086-522-4141	FAX 086-522-3473
事業所	所在地	岡山県倉敷市玉島乙島4030番地	
	名 称	玉島病院介護予防支援事業所	
	管理者	平井弘之	
	TEL	086-522-7705	FAX 086-522-2218